

## 多摩川流域協議会規約【改定案】

(名称)

第1条 この会は「多摩川流域協議会」(以下「協議会」と称する。

(目的)

第2条 協議会は、豊かで潤いのある多摩川を次の世代へ継承するため、人と川とのふれあいを増進させるための取り組みを推進し、多摩川の河川環境をよりよくすると共に、多摩川流域の河川管理に係わる意見交換及び情報連絡を行うことによって、多摩川流域行政の円滑を図るとともに、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、多摩川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる河川整備、流域対策、「流域治水」ならびに多摩川の河川環境、河川管理を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の実施事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 多摩川流域における情報発信の推進
- 二 住民と行政が一体となった取組みの検討及び実施
- 三 多摩川の河川環境の整備と保全に関する意見交換、情報連絡及び推進
- 四 多摩川における河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
- 五 「多摩川流域懇談会」の活動を支援するための情報交換
- 六 多摩川週間の実施など様々な流域住民への啓発の活動推進及び関係機関、市民団体の交流連携の機会提供
- 七 多摩川をフィールドとする自然とのふれあい学習活動の支援
- 八 多摩川におけるかわまちづくりなど利用計画に関する意見交換及び情報連絡
- 九 多摩川流域で行う河川整備、流域治水の全体像を共有・検討
- 十 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定、公表、及び実施状況のフォローアップ
- 十一 その他、上記実施事項に関して必要な事項

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 協議会は、必要に応じて第1項の協議会構成員の一部、協議会構成員の指名する者又は関係機関等からなる幹事会又は部会を設置し、協議会の実施事項の一部を行うことができるものとする。
- 4 協議会には、オブザーバーとして、関係機関を参加させることができる。オブザーバーは、別表2の職にある者をもって構成する。なお、オブザーバーの実施事項は、第3条の十に掲げる事項とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会は会長1名及び副会長3名を置き、会長は国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長、副会長は東京都建設局河川部計画課長、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課長、山梨県県土整備部治水課長の職にある者をもってあてる。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を統轄する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは第1項に掲げる者の順にその職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要と認めたときに開催する。

- 2 会長は必要に応じて会員以外の者を協議会へ出席させることができる。

(事務局)

第7条 協議会及び幹事会の事務局は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所に置く。

(規約の改定)

第8条 協議会は、この規約を改定する必要があると認めるときは、会員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行う事ができる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、昭和62年2月9日から施行する。
- 2 平成10年10月21日改定
- 3 平成13年3月23日改定
- 4 平成30年1月31日改定
- 5 令和元年7月12日改定
- 6 令和2年8月21日改定
- 7 令和2年12月25日改定
- 8 令和3年 月 日改定

別表 1 (構成員)

多摩川流域協議会	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市長</li> <li>・大田区長</li> <li>・世田谷区長</li> <li>・八王子市長</li> <li>・立川市長</li> <li>・武蔵野市長</li> <li>・三鷹市長</li> <li>・青梅市長</li> <li>・府中市長</li> <li>・昭島市長</li> <li>・調布市長</li> <li>・町田市長</li> <li>・小金井市長</li> <li>・小平市長</li> <li>・日野市長</li> <li>・国分寺市長</li> <li>・国立市長</li> <li>・福生市長</li> <li>・狛江市長</li> <li>・武蔵村山市長</li> <li>・多摩市長</li> <li>・稲城市長</li> <li>・あきる野市長</li> <li>・羽村市長</li> <li>・瑞穂町長</li> <li>・日の出町長</li> <li>・檜原村長</li> <li>・奥多摩町長</li> <li>・甲州市長</li> <li>・小菅村長</li> <li>・丹波山村長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所長</li> <li>・東京都 総務局 総合防災部 防災対策課長</li> <li>・東京都 総務局 総合防災部 計画調整担当課長</li> <li>・東京都 都市整備局 都市基盤部 施設計画担当課長</li> <li>○東京都 建設局 河川部 計画課長</li> <li>・東京都 建設局 河川部 防災課長</li> <li>・東京都 下水道局 計画調整部 緊急重点雨水対策事業担当課長</li> <li>・神奈川県 暮らし安全防災局 防災部 災害対策課長</li> <li>○神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課長</li> <li>○山梨県 県土整備部 治水課長</li> <li>・国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 甲府水源林整備事務所長</li> <li>◎会 長</li> <li>○副会長</li> </ul>

別表 2 (オブザーバー)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省 関東農政局 農村振興部 設計課 水利計画官</li> </ul>
--

改定前	改定案
<p style="text-align: center;">多摩川流域協議会規約(案)</p> <p>(名称) 第1条 この会は「多摩川流域協議会」(以下「協議会」と称する。</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、豊かで潤いのある多摩川を次の世代へ継承するため、人と川とのふれあいを増進させるための取り組みを推進し、多摩川の河川環境をよりよくすると共に、多摩川流域の河川管理に係わる意見交換及び情報連絡を行うことによって、多摩川流域行政の円滑を図るとともに、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、多摩川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる河川整備、流域対策、「流域治水」ならびに多摩川の河川環境、河川管理を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。</p> <p>(協議会の実施事項) 第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 一 多摩川流域における情報発信の推進 二 住民と行政が一体となった取組みの検討及び実施 三 多摩川の河川環境の整備と保全に関する意見交換、情報連絡及び推進 四 多摩川における河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 五 「多摩川流域懇談会」の活動を支援するための情報交換 六 多摩川週間の実施など様々な流域住民への啓発の活動推進及び関係機関、市民団体の交流連携の機会提供 七 多摩川をフィールドとする自然とのふれあい学習活動の支援 八 多摩川におけるかわまちづくりなど利用計画に関する意見交換及び情報連絡 九 多摩川流域で行う河川整備、流域治水の全体像を共有・検討 十 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定、公表、及び実施状況のフォローアップ 十一 その他、上記実施事項に関して必要な事項</p> <p>(協議会の構成) 第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 協議会は、必要に応じて第1項の協議会構成員の一部、協議会構成員の指名する者又は関係機関等からなる幹事会又は部会を設置し、協議会の実施事項の一部を行うことができるものとする。 4 協議会には、オブザーバーとして、関係機関を参加させることができる。オブザーバーは、別表2の職にある者をもって構成する。なお、オブザーバーの実施事項は、第3条の十に掲げる事項とする。</p> <p>(会長及び副会長) 第5条 協議会は会長1名及び副会長3名を置き、会長は国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長、副会長は東京都建設局河川部計画課長、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課長、山梨県県土整備部治水課長の職にある者をもってあてる。 2 会長は協議会を代表し、会務を統轄する。 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは第1項に掲げる者の順にその職務を代行する。</p> <p>(会議) 第6条 協議会は、会長が必要と認めたときに開催する。 2 会長は必要に応じて会員以外の者を協議会へ出席させることができる。</p>	<p style="text-align: center;">多摩川流域協議会規約(案)</p> <p>(名称) 第1条 この会は「多摩川流域協議会」(以下「協議会」と称する。</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、豊かで潤いのある多摩川を次の世代へ継承するため、人と川とのふれあいを増進させるための取り組みを推進し、多摩川の河川環境をよりよくすると共に、多摩川流域の河川管理に係わる意見交換及び情報連絡を行うことによって、多摩川流域行政の円滑を図るとともに、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、多摩川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる河川整備、流域対策、「流域治水」ならびに多摩川の河川環境、河川管理を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。</p> <p>(協議会の実施事項) 第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 一 多摩川流域における情報発信の推進 二 住民と行政が一体となった取組みの検討及び実施 三 多摩川の河川環境の整備と保全に関する意見交換、情報連絡及び推進 四 多摩川における河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 五 「多摩川流域懇談会」の活動を支援するための情報交換 六 多摩川週間の実施など様々な流域住民への啓発の活動推進及び関係機関、市民団体の交流連携の機会提供 七 多摩川をフィールドとする自然とのふれあい学習活動の支援 八 多摩川におけるかわまちづくりなど利用計画に関する意見交換及び情報連絡 九 多摩川流域で行う河川整備、流域治水の全体像を共有・検討 十 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定、公表、及び実施状況のフォローアップ 十一 その他、上記実施事項に関して必要な事項</p> <p>(協議会の構成) 第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 協議会は、必要に応じて第1項の協議会構成員の一部、協議会構成員の指名する者又は関係機関等からなる幹事会又は部会を設置し、協議会の実施事項の一部を行うことができるものとする。 4 協議会には、オブザーバーとして、関係機関を参加させることができる。オブザーバーは、別表2の職にある者をもって構成する。なお、オブザーバーの実施事項は、第3条の十に掲げる事項とする。</p> <p>(会長及び副会長) 第5条 協議会は会長1名及び副会長3名を置き、会長は国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長、副会長は東京都建設局河川部計画課長、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課長、山梨県県土整備部治水課長の職にある者をもってあてる。 2 会長は協議会を代表し、会務を統轄する。 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは第1項に掲げる者の順にその職務を代行する。</p> <p>(会議) 第6条 協議会は、会長が必要と認めたときに開催する。 2 会長は必要に応じて会員以外の者を協議会へ出席させることができる。</p>

(事務局)

第7条 協議会及び幹事会の事務局は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所に置く。

(規約の改定)

第8条 協議会は、この規約を改定する必要があると認めるときは、会員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行う事ができる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は昭和62年2月9日から施行する。
- 2 平成10年10月21日改定
- 3 平成13年3月23日改定
- 4 平成30年1月31日改定
- 5 令和元年7月12日改定
- 6 令和2年8月21日改定
- 7 令和2年12月25日改定

(事務局)

第7条 協議会及び幹事会の事務局は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所に置く。

(規約の改定)

第8条 協議会は、この規約を改定する必要があると認めるときは、会員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行う事ができる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は昭和62年2月9日から施行する。
- 2 平成10年10月21日改定
- 3 平成13年3月23日改定
- 4 平成30年1月31日改定
- 5 令和元年7月12日改定
- 6 令和2年8月21日改定
- 7 令和2年12月25日改定
- 8 令和3年 月 日改定

別表1 (構成員)

多摩川流域協議会	
・川崎市市長	◎国土交通省 関東地方整備局
・大田区長	京浜河川事務所長
・世田谷区長	・東京都 総務局 総合防災部
・八王子市長	防災対策課長
・立川市長	・東京都 総務局 総合防災部
・武蔵野市長	計画調整担当課長
・三鷹市長	・東京都 都市整備局 都市基盤部
・青梅市長	施設計画担当課長
・府中市市長	○東京都 建設局 河川部 計画課長
・昭島市長	・東京都 建設局 河川部 防災課長
・調布市長	・東京都 下水道局 計画調整部
・町田市長	緊急重点雨水対策事業担当課長
・小金井市長	・神奈川県 暮らし安全防災局
・小平市長	防災部 災害対策課長
・日野市長	○神奈川県 県土整備局
・国分寺市長	河川下水道部 河川課長
・国立市長	○山梨県 県土整備部 治水課長
・福生市長	
・狛江市市長	◎会 長
・武蔵村山市市長	○副会長
・多摩市長	
・稲城市市長	
・あきる野市長	
・羽村市長	
・瑞穂町長	
・日の出町長	
・檜原村長	
・奥多摩町長	
・甲州市市長	
・小菅村長	
・丹波山村長	

別表2 (オブザーバー)

・農林水産省 関東農政局 農村振興部 設計課 水利計画官

別表1 (構成員)

多摩川流域協議会	
・川崎市市長	◎国土交通省 関東地方整備局
・大田区長	京浜河川事務所長
・世田谷区長	・東京都 総務局 総合防災部
・八王子市長	防災対策課長
・立川市長	・東京都 総務局 総合防災部
・武蔵野市長	計画調整担当課長
・三鷹市長	・東京都 都市整備局 都市基盤部
・青梅市長	施設計画担当課長
・府中市市長	○東京都 建設局 河川部 計画課長
・昭島市長	・東京都 建設局 河川部 防災課長
・調布市長	・東京都 下水道局 計画調整部
・町田市長	緊急重点雨水対策事業担当課長
・小金井市長	・神奈川県 暮らし安全防災局
・小平市長	防災部 災害対策課長
・日野市長	○神奈川県 県土整備局
・国分寺市長	河川下水道部 河川課長
・国立市長	○山梨県 県土整備部 治水課長
・福生市長	
・狛江市市長	◎会 長
・武蔵村山市市長	○副会長
・多摩市長	
・稲城市市長	
・あきる野市長	
・羽村市長	
・瑞穂町長	
・日の出町長	
・檜原村長	
・奥多摩町長	
・甲州市市長	
・小菅村長	
・丹波山村長	

別表2 (オブザーバー)

・農林水産省 関東農政局 農村振興部 設計課 水利計画官